

〔事案 2021-46〕 配当金割増請求

・令和3年8月25日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、募集人から説明を受けた金額での契約者配当金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年10月に契約した5年ごと利差配当付終身保険について、以下の理由により、解約返戻金と契約者配当金の合計額に10%上乘せして支払ってほしい。

- (1)募集人との間で、本契約を20年後に解約し、解約返戻金の受取方法を年金払とした場合、契約者配当金と解約返戻金の合計金額に10%上乘せすることで合意した。設計書には、募集人による「約10%多くなります。」との書き込みがある。
- (2)10%という利率に変動があることは説明されておらず、設計書にもそのような記載はない。
- (3)募集人が行った合意について、保険会社が責任を負わないのは信義則に反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の基本年金額は、約款の規定によれば、年金支払開始日における会社の定める率により年金額を定めるとされている。
- (2)申立人と募集人との間に、申立人の主張するような合意は存在していないし、募集人は、契約締結の代理権はないので、約款と異なる個別合意を行う権限はない。
- (3)募集人は、設計書の書き込みは自分の筆跡と認めているが、記載した経緯・理由は記憶がなく、「約」という曖昧な表現が用いられている上、参考までに記載したものかも明らかではない。また、年金受取総額は、年金支払開始日における会社の定める率、年金の種類、年金支払期間によっても異なるため、受取総額の増加率を1つの数字で表すことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取を行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と募集人との間に10%上乘せの合意があったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は設計書の書き込みを認めているが、単に「約10%多くなります。」という記載だけでは、内容が全くの虚偽ではないにせよ、この金額が確実に受領できるという誤解を生じさせる可能性が高く、あくまでも参考までに記載したものであって、確実に受領できるものではないことも明記すべきであった。